

社会福祉法人北区社会福祉協議会
役員等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は北区社会福祉協議会役員等に対する費用弁償の額ならびにその支給について定めることを目的とする。

(役 員 等)

第2条 前条に規定する役員等とは次にかかげる者をいう。

- (1) 理事・評議員
- (2) 監事
- (3) 各種委員会委員
- (4) 各種部会委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(費用弁償額)

第3条 前条の規定にかかげる役員等の額は次のとおりとし、正副会長会、理事会、評議員会、会計監査および各種委員会等に出席した場合に支給する。

役 職 名	費 用 弁 償 額	備 考
理事・評議員・監事	1回 2,000円	
各種委員会委員	1回 2,000円	
各種部会委員	1回 2,000円	
そ の 他	1回 2,000円	

2 前項にかかわらず、交通旅費額等の実情に即し、次の各号にかかげる役員等の費用弁償額を3,000円とする。

- (1) 旅費規程第13条別表第1に規定する近接地以外に居住する者
- (2) 会長が特に必要と認めた者

付 則

1. この規程は昭和61年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人北区社会福祉協議会給与規程第25条(委員の費用弁償費)は廃止する。

付 則

この規程は平成8年10月1日から施行する。(「役員等」等の変更)

付 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。(「費用弁償額」の変更)

付 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。(「費用弁償額」の変更)

付 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。（「費用弁償額」の変更）